

令和8年度 公文書開示（7月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R8. 6. 12	R8. 7. 9	令和6年分収支報告書に添付された領収書等の写し（60団体分）	1		1					1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
2	R8. 7. 2	R8. 7. 9	令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙における候補者の選挙運動費用収支報告書（1名分） 同年7月20日執行参議院議員選挙における候補者の選挙運動費用収支報告書（1名分）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
3	R8. 7. 2	R8. 7. 15	令和8年2月8日執行衆議院議員選挙における候補者の選挙運動費用収支報告書（1名分）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
4	R8. 7. 2	R8. 7. 15	令和8年2月8日執行衆議院議員選挙における候補者の選挙運動費用収支報告書に係る領収書（1名分）	1		1					1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書等に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
5	R8. 7. 10	R8. 7. 24	令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における候補者の選挙運動費用収支報告書及び領収書（8名分）	158	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
6	R8. 7. 10	R8. 7. 24	令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における候補者届出書（8名分） 令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における候補者のビラ届出書（8名分） 令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における候補者の選挙運動員等届出書（4名分） 令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における候補者及び候補者届出政党の選挙事務所設置届出書（6名分） 令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における候補者及び候補者届出政党の選挙事務所異動届出書（1名分）	52		1					1	1	1						・東京都情報公開条例第7条第2号 選挙運動事務員等届出書記載の年齢や性別及び個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第3号 選挙事務所設置届等に記載の電話番号は、公にすることにより事業運営上の地位が損なわれると認められるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 候補者届出書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
7	R8. 7. 10	R8. 7. 24	令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における候補者の選挙運動員等届出書（4名分） 令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における候補者及び候補者届出政党の選挙事務所設置届出書（2名分） 令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における候補者及び候補者届出政党の選挙事務所異動届出書（7名分）					1											・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、取得しておらず、不存在	選挙管理委員会事務局 選挙課